

令和6年度第11回教育委員会定例会 会議録

1. 開催日時 令和7年2月19日(水) 10:00
2. 場 所 中央公民館1階 会議室
3. 出席した委員 奈良岡臣哉教育長、橋本篤哉職務代理、橋本聖一委員
相内早苗委員
4. 欠席した委員 なし
5. 会議録署名委員の決定 橋本 聖一 委員 齋藤 夢子 委員
6. 会期の決定 本日1日

7. 議 事

議案第89号六ヶ所村立小中学校に在籍する不登校児童生徒等の指導要録上の出席の取扱い等に関する要綱の制定について議題とし市川学務課長が説明を行なった。この要綱は、不登校児童生徒等が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、不登校児童生徒等が行う学習活動が、要件を満たした場合に、指導要録上出席扱いにすること等により、対象児童生徒の社会的自立や学校復帰等に資することを目的として今回提案したもの。主な内容については、第3条の出席扱いとすることができる場合は、(1)対象児童が在籍する学校の教職員の行う対面指導による学習活動による学校活動を行っており、かつ第4条第1項各号に定める要件を満たす場合。(2)教育委員会教育相談室の運営する適応指導教室の行う対面指導。(3)社会的自立や学校復帰を目的とした公的施設、フリースクール等の民間施設への通所又は、入所による学習活動を行っている。(4)対象児童生徒が、ICTや郵送、ファクシミリなどを活用して提供される学習活動を行う場合。(5)その他、校長が認める場合。を規定し、校長は出席扱いを行うにあたり、関係教職員、スクールカウンセラー等から意見を聴衆し、主体的に社会自立や学校復帰へ向かうために有効かつ適正であるかを慎重に検討しなければならないこととしている。第5条はICT等を活用した学習活動について、第6条は対面指導についての学習

活動について規定し、第9条では、学習活動を提供する民間施設や民間事業者が提供する学習活動について基準を設けている。現在不登校児童生徒が多くなっており、出席について判断できるものということで、今回要綱を制定したものであることで説明した。また、告示日を新年度からにできなかったのは、すぐにでもこういった子供たちからの相談があった場合に対応する必要があるため、告示日から施行することとしていることも説明。質疑では、橋本聖一委員から今回この要綱を制定するに至った経緯について質問があり、原田指導グループマネージャーから現段階では、校長先生が文部科学省からのガイドラインに基づき村と協議をして判断しているが、しっかりとした基準を明確にして即座に対応することが必要であると考えたことから、今定例会に提案したものであると回答した。橋本聖一委員からは、何か国の法律が変わって今回要綱を制定するわけではないのかとの質疑では、原田グループマネージャーから国の法律が新たに変わってということではないことを説明した。市川課長から補足として、全国で同じような要綱が制定されているのは、8自治体で、令和に入ってから制定しているところがほとんどである。このような児童生徒が増えてきているため制定するところが増えてきたのではないかという説明を行った。齋藤夢子委員からは、昔と今では不登校児童について、だいぶ違いがあると考えているがどのぐらいの期間であれば不登校として決めているのかとの質問があり、原田グループマネージャーから要綱では校長先生へ裁量をもたせ自由度があるように運用するようにしている。要綱にも相当な期間といているのは、児童生徒様々な状況があるため、実際どのくらいで不登校とするかは規定していないことを説明した。次に橋本聖一委員から、この出席扱いにする場合の第3条の(1)から(4)までの具体的なイメージについて説明してもらえるか質疑があり、原田グループマネージャーから1番は教室に入れられない学校に行けないけども近くの公民館等であれば行けるこの場合教科担任や学校担任が訪問して授業を行うケース。2番は教育相談員の先生方が同じく公民館等の施設に出向き授業を行うケース。3番は民間のフリースクール等に入所し学習活動を行うもの。4番はICT機器を活用して授業をオンラインで配信し、自宅でうけたり、プリント等を送付したりし授業を行うことをイメージしていることを説明した。他に質疑等が無かったため議案第89号は原案のとおり決した。

次にその他として、学務課市川課長が、給食センターについて説明を行った。昨年の9月から栄養教諭の産休によりアレルギー食を提供できずアレルギーのない給食で提供していたが、横浜町の栄養教諭が兼務する形で今後アレルギーに対応できる給食の提供が可能となる旨で説明をおこなった。

次に、佐々木課長補佐から部活動の地域移行について説明を行い、来年度から、野球・バレーボールについては合同練習を行うことを説明。中体連については、人数を鑑みて合同で出場することも可能であることこの2年間で下準備し可能なものから地域へ展開していく形で考えていることを説明した。橋本篤哉委員からは部活動の地域移行について、来年度から野球部・バレーボール部は合同練習になる。場合によっては、合同チームになる。一中が人数いて単独で出場、二中は人数いないので野球は大会でられないという風にならないのかと質問があり、佐々木課長補佐から、野球は4月に顧問会議を開催した際に合同で大会にでる、でないについて話し合いを行う予定である。基本的には村内の中学校で合同チームを作ることになる旨説明した。橋本篤哉委員から野球・バレーボール以外の部活はどうなるのかとの質問があり、佐々木課長補佐が基本的には、各校からの移動に時間がかかってしまうため、当面は各校での活動となる旨回答した。橋本篤哉委員からは指導者を集めるといってもやはり17時を過ぎてしまう。練習開始時間を18時からとか柔軟な対応ができなければ、中々地域移行は難しい問題になる。中学校統合しました、やれる種目が無い、やる子がいけないでは問題であるため部活動の在り方について検討しなければならないと意見があった。続いて指導グループ原田マネージャーから村内学校の様子を説明した。社会教育課からは特に報告案件がなかったためその他を終了した。

以上ですべての会議を終了した。

10. 傍聴者 1名

11. 出席した職員

学務課 : 市川課長、佐々木課長補佐、高山 GM、原田指導 GM

社会教育課 : 高橋課長、木村館長の計6名

以上